

訴 状

平成 年 月 日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 木 下 学

〒 ー

原 告

〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目5番1号

聖書館ビル6階

木下学法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 木 下 学

電 話 03- -

FAX 03- -

〒 ー

被 告

上記代表者代表取締役

不当利得返還等請求事件

訴訟物の価額 万 円

ちょう用印紙額 万 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金 万 円及び内金 万 円に
対する平成 年 月 日から、内金 万円に対する本訴状送達の日

日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

2 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 不当利得返還請求権

- 1 原告と被告は、昭和■■■年■■■月■■■日、■■■番号■■■■■■■■■■の消費貸借契約を締結した（以下、同契約に基づく取引を「本件取引」という。）。原告は、昭和■■■年■■■月■■■日、金■■■万円を借り入れた。原告は、同日以降最終取引日たる平成■■■年■■■月■■■日までの間に、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書（以下、単に「計算書」という。）記載のとおり、借入れ、返済を繰り返した。この取引を、利息制限法の法定利率に照らし、引き直し計算をすると、金■■■万■■■円の過払い金が発生している（計算書）。なお、引き直し計算は残高無視計算によった。
- 2 被告は、貸金業の登録業者であり、利息制限法を超える金利で貸付けをしていることを知りながら原告より返済を受けていた。よって、被告は、悪意の受益者であるので、年5%の利息を付した（計算書）。
- 3 前記最終取引日までの確定利息は、金■■■万■■■円である（計算書）。

第2 取引履歴不開示等に伴う慰謝料請求権

- 1 被告は、本件取引について、昭和■■■年■■■月■■■日より前の取引履歴を開示しない（甲1）。かかる不開示により、原告の不当利得返還請求権は相当程度に制限を受けるものであり、その制限の幅は前記第1、1記載の残高無視計算を施すことによっても回復が見込めるものではない。このようにして、原告は、精神的苦痛を受けた。その精神的苦痛は慰謝されなければならない。その慰謝料額は、前記残高無視計算を施すことによる回復を勘案したとしても、金■■■万円を下回らない。

2

[REDACTED]

(甲2)。以上の事実経過においても、原告は、本来であれば受けることのない精神的苦痛を受けた。その精神的苦痛も慰謝されなければならない。その慰謝料額は、金[REDACTED]万円を下回らない。

3 以上により、原告の慰謝料額は、合計金[REDACTED]万円を下回らない。

4 原告は、被告に対し、前記金[REDACTED]万円のうちの金[REDACTED]万円を請求する（明示の一部請求）。

第3 まとめ

よって、原告は、被告に対し、不当利得に基づく利得金返還請求権に基づき、過払い金元金たる金[REDACTED]万[REDACTED]円及びこれに対する平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員並びに最終取引日までの確定利息たる金[REDACTED]万[REDACTED]円の支払いを求めるとともに、あわせて、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、取引履歴不開示等に伴う慰謝料たる金[REDACTED]万円のうちの金[REDACTED]万円及びこれに対する不法行為後の日である本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払いを求める。

予想される争点

本件取引について残高無視計算が認められるか。

上記争点に関する原告の主張要旨

第1 結論

残高無視計算は認められる。

第2 理由

- 1 甲1の取引履歴は、昭和[]年[]月[]日の[]万円の貸付けから始まる。また、同履歴には、「会員登録日」が「S[]/[]/[]」である旨、及び、同日以降前記昭和[]年[]月[]日までの取引について「コンピュータに記録なく取引不明」である旨の記載がある。この点、原告は、昭和[]年ころから被告との取引を始めたことを記憶している（甲2）。この初回取引の日付けは、原告の記憶にもほぼ符合するものとして、真実であると認められる。

よって、本件取引については、昭和[]年[]月[]日から昭和[]年[]月[]日まで、[]年[]か月余の取引履歴が開示されていない。

- 2 このように甲1が一部開示にとどまる履歴であり、本件取引が昭和[]年[]月[]日以前にすでに始まっていたとすれば、甲1の取引履歴上には前記同日の前記[]万円の借入れ後の時点で約定残高が[]万円であった旨が記載されているものの、同日時点での利息制限法に基づく引き直し計算後の残高（以下「本件引き直し後残高」という。）は、当該[]万円よりも低い金額であったことが明白である。

- 3 このような場合、同日時点での本件引き直し後残高の有無及びその金額については、取引履歴開示義務を負う被告が立証責任を負うというべきである。そして、被告が当該立証責任を果たせない場合には、立証責任の所在の観点から、同日時点での本件引き直し後残高は0円であるとして取り扱うよりほかないものとする。ただし、被告はあえて取引履歴の一部開示にとどまる所為にいでているのであって、かような所為について「特段の事情」（最高裁判所平成17年7月19日第三小法廷判決・民集59巻6号1783頁参照。）の存在を窺うことはできない

以上、それにより生ずる不利益は被告が甘受すべきものであり、さもなくば、原告の正当な権利の行使を排斥してまでして、被告に利息制限法違反の違法な収益を留保させる結果となり、原被告間の公平を害するのみならず、強行法規たる利息制限法を実質的に骨抜きにしてしまう結果すら招いてしまうからである。

よって、被告がかような立証責任を果たすことができない以上、本件引き直し後残高を0円であるとする残高無視計算には合理性が認められる。

4 加えて、後記（１）ないし（７）記載の具体的事実ないし経験則等も勘案されるべきである。

（１）取引履歴の欠落している期間は 年 か月余にも及ぶ。

（２）当時の約定利率は利息制限法所定の制限利率をはるかに超過する（裁判所に顕著な事実）。

（３）高率の約定利率下、取引開始から 年も経過しないうちに引き直し後残高がマイナスになりうる。

（４）原告の初回借入れの金額は 万円前後である（甲２）。低い金額から徐々に限度枠が上がったものではない。

（５）この間、いわゆる「天井はりつき」でずっと枠上限の 万円近くのみで利息のみを返済し続けていた可能性がある。

（６）甲１には「 」という記載があるため、昭和 年 月 日以前に取引の空白期間があった可能性も否めないが、かような空白期間の有無及び期間の長さについては被告が立証責任を負うべきものであるところ、取引履歴すら開示できていない被告には、そのような立証はおよそ期待しがたい（ちなみに、原告には、顕著な空白期間の記憶はない。）。

（７）本件残高無視計算冒頭たる昭和 年 月 日時点での約定残高は、わずかに 万円にすぎない。無視する残高はわずかに 万円にすぎない。原告が、前記 年 か月余という取引期間中、かかる 万円をはるかに超過す

る「過払い利息」を支払っていたことは想像に難くない。

5 小括

以上に述べたところからすれば、本件引き直し後残高を0円であるとする残高無視計算には、十分に合理性が認められる。

よって、本件取引について残高無視計算は認められる。

証 拠 方 法

甲1 [REDACTED] (被告作成)

甲2 「[REDACTED]」で始まる書面 ([REDACTED]
[REDACTED]が作成。)

附 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証の写し | 各2通 |
| 3 資格証明書 | 1 通 |
| 4 訴訟委任状 | 1 通 |